

事業主の休業を対象

# 福井県雇用維持事業主応援金

～従業員の雇用維持を図った事業主に対して、  
事業の継続と事業者の支援のため、応援金を支給します～

## 対 象

国の「雇用調整助成金」<sup>※1</sup>または「緊急雇用安定助成金」<sup>※2</sup>の対象となる事業所

※1 国の助成金の支給申請を行った段階で、県への申請が可能です

※2 福井県内の事業所で休業を実施したものに限りです

## 対象となる休業等

令和2年1月24日から6月30日までに  
実施した休業

## 上限額・助成率

事業主1人 10,000円/日  
事業主・役員（常勤）2人以上 20,000円/日  
（1企業当たり50万円を上限）

国	福井県
対象外	事業主1人 10,000円/日 事業主・役員（常勤）2人以上 20,000円/日

## 要 件

- 対象となる事業主・役員（常勤）は、国の助成金の算定対象外の者で、実際に休業した者に限り（最大2名）
- 算定対象となる休業日数は、国の助成金の支給対象期間内において、当該事業主または役員（常勤）が、通常の業務時間の全てについて業務を行わなかった日数とします

## 申請手続

以下のホームページから「申請書」を入手し、添付資料とともに下記へ  
郵送してください

〒910-8580 福井県 産業労働部 労働政策課（住所の記載は不要）

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648